

工事設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか設計内容の変更(以下「設計変更」という。)及びこれに伴う変更契約の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは、豊橋市契約規則第14条第1項による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいう。

(設計変更理由)

第3条 設計変更のできる範囲は、次の事由により、やむを得ず元設計を変更する必要性が生じた場合とする。

(1) 発注後に生じた外的条件によるもの。

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合(交通誘導員、仮設工等)

(2) 発注時において、事前に確認困難な要因によるもの。

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地盤の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合(数量、処理方法、処理場等の変更)
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの

(4) 関係法令の改正及び許認可条件等の処理に伴うもの。

2 前項の語句の定義

(1) 前項(1)イについて

「他事業」とは、他機関、公益事業者等の実施中、又は計画中の事業とする。

(2) 前項(1)ウについて

円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。

なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。

(3) 前項(3)について

本項は、設計金額と契約金額との差額(いわゆる執行残)、又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的効果、あるいは投資的効果を促進するため、増額する場合のものである。

なお、本項による増工が認められるものは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものであること。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更による契約変更の範囲は、次の各号によるものとする。

(1) 設計変更による増加額が、当初契約金額の30パーセント以内の場合

ただし、別件発注するのが妥当の場合は除く。

(2) 設計変更による増加額が、当初契約金額の30パーセントを超えるものであって、現に施工の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができる。

なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

(3) 設計変更により減額する場合

2 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって、「当初契約金額」と読み替える。

(設計変更の手続き)

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度監督員が当該変更の内容を掌握し、契約規則第14条、工事請負約款第19条及び、「建設工事に係る下請負等に関する事務の取扱いについて[昭和49年4月1日訓令第8号]」第2により手続きを行うこととする。

2 設計変更は、契約金額変更の有無に関わらず、工事打合簿(豊橋市工事監督要領様式第6)により手続きの記録を整備すること。

3 現場合わせて工事前に施工数量が定まらないものは、確定後に設計数量を決定することができる。

(変更契約の手続き)

第6条 設計変更に伴う変更契約の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(建築工事等の特例)

第7条 軽易な事項で、契約金額に変更のない場合は、受注者と協議の上、工事打合簿(豊橋市工事監督要領様式第6)により処理することができるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。